

※※		第 号		(06.07)	
※		所管区名		※	
		所管区受付		年 月 日	
※		所管区進達		第 号	
		年 月 日		※	
		所管区再進達		年 月 日	
		第 号		第 号	
特別児童扶養手当 受給者死亡届 兼 未支払手当請求書					
①死亡者	(ふりがな)			記号	受給者記号・番号
	氏 名			都特	
	個人番号				
②請求者である児童	(ふりがな)			住所	
	氏 名				
	個人番号				
③受取人	公金受取口座	☐ 公金受取口座を利用します			
	振込先	ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	
		金融機関	金融機関名	銀行コード	支店コード
		支店名	口座番号(右詰め)		口座名義人カナ
	(指定受取人の場合)		(児童との関係)		
	住所 (ふりがな) 氏 名				
	個人番号	※公金受取口座を利用する場合のみ記入			
④届出者	(ふりがな)			死亡者との関係	
	氏 名				
	住所				
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、上記のとおり請求・届出します。					
年 月 日					
届出者氏名					
請求者氏名					
京都市長 様					
※※			※※		
資格喪失 令和 年 月 日			未支払手当支給通知 令和 年 月 日		

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※、※※の欄は記入する必要はありません。
◎ 字は楷書ではっきり書いてください。

注 意

- 1 届出者には、戸籍法の規程による届出義務者があたってください。
- 2 ③「受取人」の欄は、手当の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座(※)を利用する場合は、「☐公金受取口座を利用します」のチェックボックスにチェックしてください。
なお、公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。

(※)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座である公金受取口座の利用後、マイナポータルで公金受取口座に登録されている口座を変更する場合、変更時期によっては、変更前の口座へ手当が振り込まれる可能性があります。